

○宇治田原町高校通学費補助金交付要綱

平成5年4月1日

要綱第5号

改正 平成7年7月6日要綱第3号

平成10年3月31日要綱第6号

平成21年11月26日要綱第13号

平成22年6月1日要綱第24号

平成23年4月1日要綱第4号

平成23年4月1日要綱第5号

平成24年4月1日要綱第16号

平成25年4月1日要綱第2号

平成25年5月1日要綱第23号

平成26年4月1日要綱第9号

平成27年4月1日要綱第21号

(趣旨)

第1条 町は、住民(保護者)負担の軽減を図るため、この要綱に定めるところにより、高校通学費の補助金を交付する。

(補助対象者)

第2条 補助対象者は、町内に在住する者で、高校(専修学校及び各種学校を含む。)に通学する生徒の保護者とする。ただし、生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による保護を受けている世帯は、補助の対象外とする。

(補助対象経費及び補助金の額)

第3条 補助対象経費は、通学定期の写しを申請時に添付する者については通学定期購入額の年間合計額から初乗り運賃相当額の定期購入額を控除した額に3分の2を乗じて得た額とし、かつ町民税所得割課税額が211,200円以下の世帯に属する場合には通学定期購入額の年間合計額から初乗り運賃相当額の定期購入額を控除した額とする。それ以外の者については通学定期購入額の年間合計額から初乗り運賃相当額の定期購入額を控除した額に2分の1を乗じて得た額とする。補助金の月額は、補助対象経費に12分の1を乗じて得た額(その額に100円未満の端数が生じたときは、これを四捨五入した額)とする。

2 保護者の離職及び保護者が勤務する企業等の倒産により世帯の所得が生活保護法(昭和25年法律第144号)第8条に規定する基準の1.5倍(以下「所得基準」という。)以下になった場合は、前項に定める補助金の月額に同額を加算するものとする。

(補助金の支給対象期間)

第4条 補助金の支給対象期間は、中学校卒業後3年間とする。

2 前条第2項に規定する補助金の額の支給対象期間は、所得基準要件に合致した月からその月の属する年度の末日までとする。ただし、世帯の所得が所得基準を上回った場合は、その事由の発生した月までとする。

(交付申請書の提出)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、高校通学費補助金交付申請書(別記様式。(以下「申請書」という。))に必要書類を添えて町長に提出するものとする。

(補助金の交付決定及び交付方法等)

第6条 町長は、申請書の内容を審査のうえ、交付決定を行ったときは、原則として、申請者が指定する金融機関の口座に補助金を振り込むものとする。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則(平成7年7月6日要綱第3号)

この要綱は、公布の日から施行し、平成7年4月1日から適用する。

附 則(平成10年3月31日要綱第6号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成10年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 改正後の宇治田原町高校通学費補助金交付要綱第3条の規定は、平成10年度分以降の補助金について適用し、平成9年度分までの補助金については、なお従前の例による。

附 則(平成21年11月26日要綱第13号)

改正 平成22年6月1日要綱第24号

平成23年4月1日要綱第4号

平成24年4月1日要綱第16号

(施行期日)

- 1 この要綱は、公布の日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

(適用区分)

- 2 改正後の宇治田原町高校通学費補助金交付要綱の規定は、平成21年度分以降の補助金について適用し、平成20年度分までの補助金については、なお従前の例による。
- 3 改正後の宇治田原町高校通学費補助金交付要綱第3条第2項及び第4条第2項の規定は、平成25年3月31日限り、その効力を失う。

附 則(平成22年6月1日要綱第24号)

この要綱は、公布の日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附 則(平成23年4月1日要綱第4号)

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成23年4月1日要綱第5号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 改正後の宇治田原町高校通学費補助金交付要綱の規定は、平成23年度以降分の補助金について適用し、平成22年度分までの補助金については、なお従前の例による。

附 則(平成24年4月1日要綱第16号)

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成25年4月1日要綱第2号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 改正後の宇治田原町高校通学費補助金交付要綱の規定は、平成25年度以降分の補助金について適用し、平成24年度分までの補助金については、なお従前の例による。

附 則(平成25年5月1日要綱第23号)

改正 平成26年4月1日要綱第9号

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成25年5月1日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

(適用区分)

- 2 改正後の宇治田原町高校通学費補助金交付要綱第3条第2項の規定は、平成27年3月31日限り、

その効力を失う。

附 則(平成26年4月1日要綱第9号)

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成27年4月1日要綱第21号)

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の宇治田原町高校通学費補助金交付要綱の規定は、平成27年度以降分の補助金について適用し、平成26年度分までの補助金については、なお従前の例による。